

県外産業廃棄物の処理に係る放射線の測定に関する事項

1 県外産業廃棄物に係る事前協議

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という）の排出事業者は、搬入する産業廃棄物の放射性セシウム濃度（セシウム134とセシウム137の合計量をいう。以下同じ。）の測定を行い、その結果書の写しを県外産業廃棄物搬入事前協議書（以下「事前協議書」という。）に添付すること。県は、その結果により搬入の可否を判断するものとする。ただし、下記2の事項に該当する場合は、この限りでない。

既に、事前協議が終了し、現在においても継続的に県外から搬入している場合は、次に搬入する前に、放射性セシウム濃度の測定を行い、事前協議書を提出した総合支庁環境課に測定結果書の写しを提出するものとする。

また、継続的に搬入する場合には、当面の間、原則として1か月に1回測定を実施するものとする。

なお、放射性物質の新たな降下がなく、データが蓄積され明らかな減少傾向が示され県の確認を受けた場合には、測定頻度を減ずることができるものとする。

2 放射性セシウム濃度の測定を要しない産業廃棄物

- (1) 医療機関等の屋内から発生する感染性廃棄物等（ただし、当該廃棄物が建屋外で保管されるような場合は除く。）
- (2) 屋内の事業場等から発生する産業廃棄物（ただし、次のものについては除く。①事業場内から発生する汚泥②原材料等が屋外で製造されている場合や容器等に梱包されることなく建屋外で保管されている場合③製造工程の途中で建屋外での作業が行われる場合④当該廃棄物が容器等で密閉されることなく建屋外で保管されるような場合）
- (3) その他知事が認める場合

3 産業廃棄物を処理する場合の放射性セシウム濃度等の測定

処理する者（産業廃棄物の処分又は保管を行う者（以下「事業者等」という。））は、最終処分場からの放流水又は浸透水、周縁地下水又は地下水集排水設備により排出された地下水（以下「放流水等」という。）、脱水汚泥等の排水処理残渣、焼却施設から排出される排ガス、排水、処理物（燃え殻、ばいじん等）について、放射性セシウム濃度を測定するものとする。

測定の頻度は、原則として放流水等及び排ガス、排水については1か月に1回、排水処理残渣及び燃え殻、ばいじん等処理物については1か月に1回もしくは搬出の都度とする。産業廃棄物の受入期間（処理するまでの場内保管を含む）が1か月に満たない場合には、受け入れた産業廃棄物を処理する期間内に1回実施するものとする。

なお、空間放射線量率が急に高くなった場合、処理する廃棄物の性状が変化した場合には、上記に関わらず速やかに放射性セシウム濃度を測定すること。

また、放射性物質の新たな降下がなく、データが蓄積され明らかな減少傾向が示され県の確認を受けた場合には、測定頻度を減ずることができるものとする。

空間放射線量率の測定は、処理施設がある敷地境界4地点において7日に1回以上測

定するものとする。受入期間（処理するまでの場内保管を含む）が7日に満たない場合は、搬入した廃棄物を処理する期間内に1回実施するものとする。

4 測定方法等

測定方法は、放射性セシウム濃度の測定にあたっては、ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー（災害廃棄物等及び排水処理残渣、燃え殻、ばいじん等の処理物については、NaI（Tl）シンチレーションスペクトロメータでも可）を用いて測定するものとし、空間放射線量率の測定については、シンチレーションサーベイメータ等により地上1mで行うことを基本とする。

なお、詳細については、「事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン」（平成23年12月環境省。以下「廃棄物関係ガイドライン」という。）のとおりとする。

- (1) 搬入する災害廃棄物等、排水処理残渣、燃え殻、ばいじん等の処理物を測定する際の検出下限値については、50Bq/kg（セシウム134とセシウム137の検出下限値がそれぞれ25Bq/kg以下であること。）程度以下であることが望ましい。
- (2) 放流水等を測定する際の検出下限値については、セシウム134とセシウム137がそれぞれ1Bq/L程度以下、排ガスを測定する際は、ろ紙部、ドレン部について、それぞれ2Bq/m³程度以下であることが望ましい。
- (3) 空間放射線量率は0.01μSv/h程度が確保できることが望ましい。

5 試料のサンプリング方法

- (1) 産業廃棄物の放射性セシウム濃度は、測定する物の性状や試料採取箇所によってばらつきがあると考えられるので、試料採取にあたっては廃棄物関係ガイドラインや日本工業規格（JIS-K0060「産業廃棄物のサンプリング方法」）等を準用すること。
- (2) 建築物の解体等により発生する産業廃棄物については、解体、分別後にサンプリングすることを原則とするが、やむを得ず解体前に測定する場合は、原則として測定に必要な量を屋根又は外壁等の建築物の表面5箇所からサンプリングすること。

6 測定結果の報告等

- (1) 排出事業者は、上記1の継続的に搬入することにより、濃度測定を行った場合は、測定の都度、事前協議書を提出した総合支庁環境課に測定結果書の写しを提出すること。
- (2) 事業者等は、上記により測定した結果について、毎月の結果をとりまとめ翌月10日まで処理施設がある地域の総合支庁環境課に報告すること。

なお、上記の測定により放射性セシウム濃度が別表に定める基準を超えた場合又は敷地境界での空間放射線量率が0.19μSv/hを超えた場合には、前記にかかわらず直ちに総合支庁環境課に報告するものとする。

7 結果の公表等

県は、上記6の報告内容を公表する。また、災害廃棄物等の排出者、処理する者等が

上記1、3の測定を行わない場合や上記6の報告を行わない場合には、その旨を公表することがある。

別表

項目	基準
排ガス	$Cs134 \text{ 濃度 (Bq/m}^3) / 20 + Cs137 \text{ 濃度 (Bq/m}^3) / 30$ が 1 を超えないこと
排水、放流水、浸透水	$Cs134 \text{ 濃度 (Bq/L) / 60 + Cs137 \text{ 濃度 (Bq/L) / 90}$ が 1 を超えないこと
周縁地下水、地下水集排水施設により排出された地下水	悪化しないこと
処理物	4,000Bq/kg